

配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件の緩和について

神奈川県（企業庁、教育委員会、県警本部を含みます）が発注（兼務する工事と、兼務の相手方とする工事の双方とも同様です）し、一定の条件を満たす工事について、主任技術者の専任、及び、現場代理人の常駐に関する要件を、当面の間、次のように緩和します。

1 主任技術者の専任要件の緩和について

請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事に配置する主任技術者については、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※1）で、かつ、工事現場の間隔が直線距離で5km程度で自動車で概ね30分以内の範囲内の工事に限り、2件まで兼務を認めます。

(※1) 「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、神奈川県が発注する「同業種（細目は問わない）の工事」又は「異業種でも、主任技術者の資格要件が同一の工事（※2）」のことをいいます。

(※2) 兼務の相手方となる施工中の工事における資格要件（資格や経歴等）に応じて、主任技術者となりうる工事間の兼務を認めます。（例：一級土木施工管理技士＝土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設）

2 現場代理人が兼務できる工事の範囲の拡大について

現場代理人の常駐義務について、主任技術者の兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合に限り、4,500万円以上（建築工事の場合は、9,000万円以上）の工事においても、連絡員を定めることを条件に、2件まで兼務を認めます。

3 入札時の手続きについて

- 兼務を希望する場合は、落札候補者となった際に、速やかに兼務の意思を発注者に伝えるとともに、兼務の相手方となる工事の発注者に「専任を要する主任技術者の兼務届出書」（様式3）を正副2通提出し、副本に当該者の押印を受けてください。
- 事後審査中の発注者に、配置予定技術者届や現場代理人兼務届等の従前の書類のほか、前記「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の副本を提出し、発注者の審査を受けてください。

4 その他

- 本件緩和措置は、監理技術者や営業所における専任の技術者には、適用されません。
- 兼務を認めた工事において、契約中に、そのいずれかの下請契約の金額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となった場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くことになりますが、監理技術者の兼務は認められないため、主任技術者及び現場代理人の途中交代を認めます。